

違反対象物公表制度

重大な消防法令違反の建物を ホームページ上で公表します



★違反対象物公表制度とは?

利用者自らが建物の情報を入手して利用を判断できるように、 重大な違反建物の情報をホームページ上に公表し、建物の関係者 及び利用者の防災意識を高める事を目的としています。

★対象となる建物は?

旅館・ホテル・病院・社会福祉施設・不特定多数の方が利用する建物等

- ★重大な消防法令違反とは?
- ・屋内消火栓設備
- ・スプリンクラー設備
- ・自動火災報知設備
- ・ 義務付けられた消防設備が 設置されていない
- 2 維持管理ができていないため 消防設備が使用できない



★どのように公表される?

消防が立入検査で違反を確認し、建物関係者に重大な消防法令違反を通知した日から 一定の期間が経過してもその違反が認められる場合

- ①建物名称 ②所在地 ③違反事項 ④違反内容等
- 5 その他消防長が認める事項

建物関係者の方へ

建物の増増改築、用途変更等を計画する際は、事前に相談してください

公表開始時期 H29年7月1日より公表開始!!

